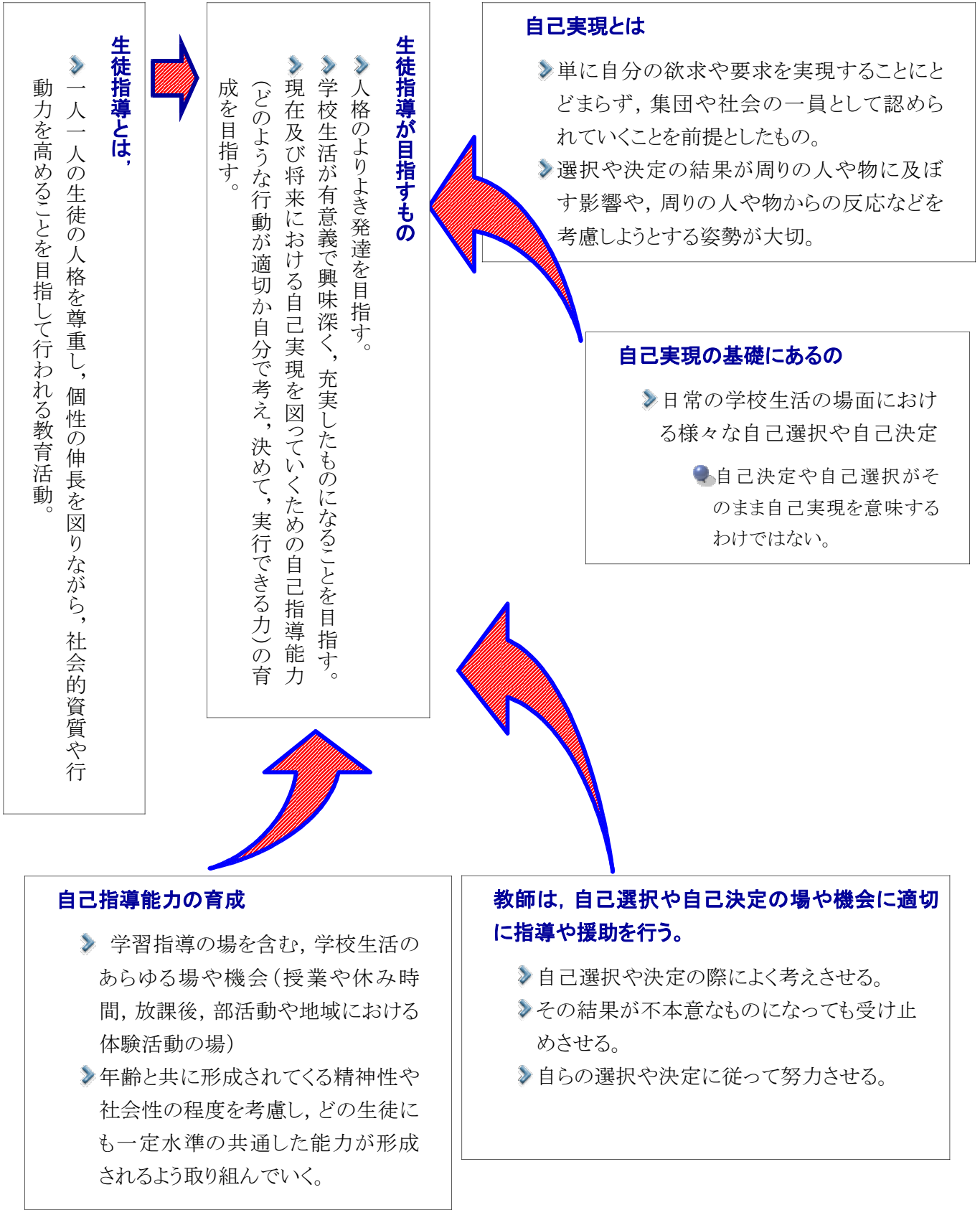


生徒指導とは

生徒指導とは、一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことです。すなわち、生徒指導は、すべての生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指しています。したがって本校の教育目標を達成するうえで重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで本校教育において重要な意義を持つものです。

生徒指導は、教育課程の内外において一人一人の生徒の現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力(どのような行動が適切か自分で考え、決めて、実行できる力)の育成を目指すものです。その際、自己実現の基礎にあるのは、日常の学校生活の場面における様々な自己選択や自己決定です。そうした自己選択や自己決定の場や機会に適切に指導や援助を行うことが、生徒を育てていくことにつながります。ただし、自己決定や自己選択がそのまま自己実現を意味するわけではありません。選択や決定の際によく考えることや、その結果が不本意なものになっても真面目に受け止めること、自らの選択や決定に従って努力することなどを通して、将来における自己実現を可能にする力がはぐくまれていきます。また、そうした選択や決定の結果が周りの人や物に及ぼす影響や、周りの人や物からの反応などを考慮しようとする姿勢も大切です。自己実現とは単に自分の欲求や要求を実現することにとどまらず、集団や社会の一員として認められていくことを前提とした概念だからです。

自己指導能力をはぐくんでいくのは、学習指導の場を含む、学校生活のあらゆる場や機会です。授業や休み時間、放課後、部活動や地域における体験活動の場においても、生徒指導を行うことが必要となります。その際、問題行動など目前の問題への指導だけではなく発達の段階に応じた自己指導能力の育成を図ります。年齢と共に形成されてくる精神性や社会性の程度を考慮し、どの生徒にも一定水準の共通した能力が形成されるよう取り組んでいきます。



生徒指導とは、

一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動。

生徒指導が目指すもの

- ▶ 人格のよりよき発達を目指す。
- ▶ 学校生活が有意義で興味深く、充実したものになることを目指す。
- ▶ 現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力（どのような行動が適切か自分で考え、決めて、実行できる力）の育成を目指す。

自己実現とは

- ▶ 単に自分の欲求や要求を実現することにとどまらず、集団や社会の一員として認められていくことを前提としたもの。
- ▶ 選択や決定の結果が周りの人や物に及ぼす影響や、周りの人や物からの反応などを考慮しようとする姿勢が大切。

自己実現の基礎にあるの

- ▶ 日常の学校生活の場面における様々な自己選択や自己決定
 - 自己決定や自己選択がそのまま自己実現を意味するわけではない。

自己指導能力の育成

- ▶ 学習指導の場を含む、学校生活のあらゆる場や機会（授業や休み時間、放課後、部活動や地域における体験活動の場）
- ▶ 年齢と共に形成されてくる精神性や社会性の程度を考慮し、どの生徒にも一定水準の共通した能力が形成されるよう取り組んでいく。

教師は、自己選択や自己決定の場や機会に適切に指導や援助を行う。

- ▶ 自己選択や決定の際によく考えさせる。
- ▶ その結果が不本意なものになっても受け止めさせる。
- ▶ 自らの選択や決定に従って努力させる。

1 登校・始業・下校まで

1 通学方法について

- ①原則、徒歩による通学を推奨するが、手続きの上、自転車通学規定の遵守を条件に、通学許可が下りた者だけ、自転車による通学を許可する。
- ②近年、学校選択制や学区外通学等により、徒歩や自転車以外の通学が想定されるが、通学方法と経路を十分に保護者と確認し、可能な限り公共交通機関を利用し、自力で登校するようにする。
- ③安全面から考えて、生徒を登校または下校させるための自家用車は学校坂道の下(三叉路)から校門周辺、学校敷地内に乗り入れできない。ただし、生徒が怪我等により歩行が困難等の理由により自家用車での乗り入れを望む場合は、学校に理由の申し出をし許可を得てからとする。その他、歩行可能で、やむをえず自家用車で登校する場合、高須小学校下の空き地までとする。その場合、他の交通機関に迷惑をかけないよう配慮する。
- ④遅刻時や、本人の甘え等による自家用車での通学も想定されるが、本来の通学方法によらない事実が確認されれば、指導の対象とする。

2 自転車通学について

- ①学校坂道を自転車に乗ったまま上り下り、二人乗り、傘差し等の片手運転等の危険行為を禁じ、違反した場合は、1回目1週間、2回目1ヶ月間、学校で自転車を預かり、その間の自転車通学許可を停止する。
- ②自転車通学停止中の無許可自転車通学や、違反3回目については、年度内の自転車通学許可を取り消しとする。
- ③地域への駐輪は、その駐輪が無断、了解に関わらず、また本人が自転車通学許可、無許可に関わらず、1週間の自転車預かりとし、その間の自転車通学許可を停止しする。
- ④近年、部品交換まではしないが、自転車のハンドルを上にも上げる等の改造が目につく、注意による改善がなされない場合、危険行為と同等として指導する。

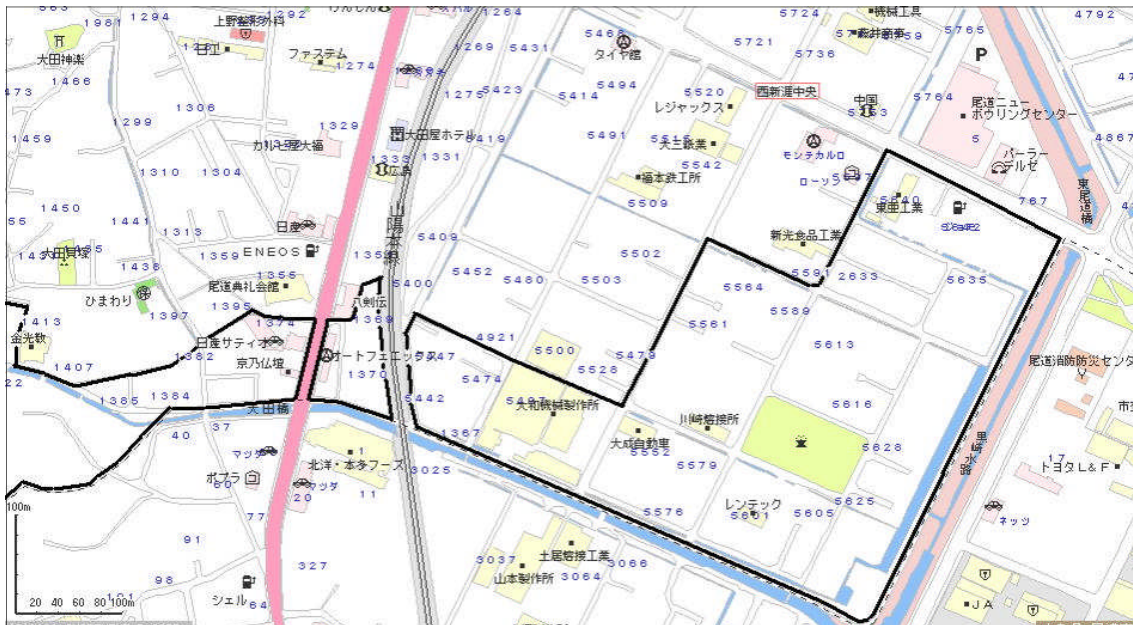
	自転車通学許可生徒	自転車通学無許可生徒
危険行為 (二人乗り) (坂道乗車) (傘差し運転) 交通ルールが守れない	初回目・・・1週間の預かり 2回目・・・1ヶ月の預かり 3回目・・・1年間の許可取り消し	初回目・・・1週間の預かり 2回目・・・1ヶ月の預かり
放置自転車	毎 回・・・1週間預かり	毎 回・・・1週間預かり

🚲 自転車通学許可規程

◆ 許可区域

- ① 西藤町森実・上組・虹ヶ丘・割石・大町地区
- ② 高須町西新涯地区の一部(地図参照)
- ③ 高須町東新涯地区の一部(地図参照)
- ④ 高須町太田地区の一部(地図参照)
- ⑤ その他、健康上の理由などで特別な配慮のいる生徒

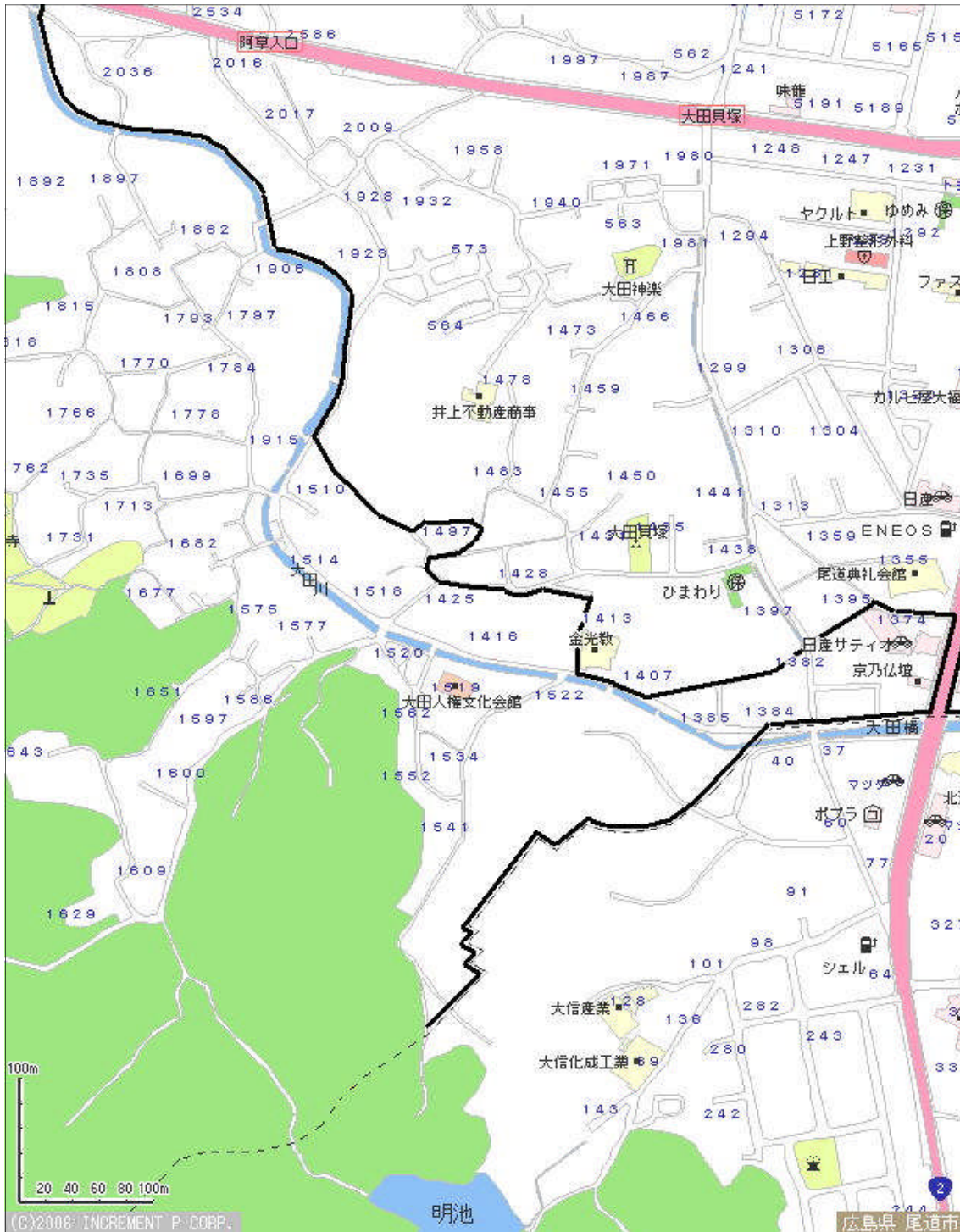
② 高須町西新涯地区の一部



③ 高須町東新涯地区の一部



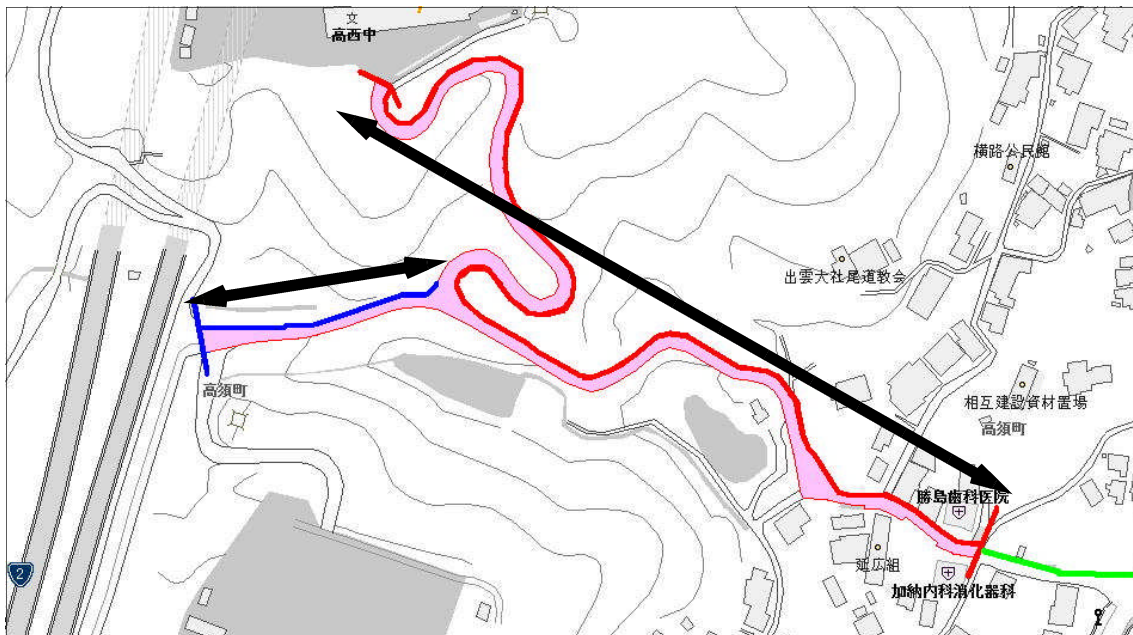
④高須町太田地区の一部



◆自転車通学者が守ること

- ①自転車は、高西中学校の指定された自転車置き場に置くこと。
- ②決められた通学路を通ること。
- ③雨天時は、カッパやレインコートを着用すること。
- ④学校で登録・発行した鑑札の貼ってある決められた自転車であること。
 - 鑑札が紛失・破損等で識別できない場合や自転車自体へ購入し変更した場合は、新たに150円を添えて再発行の手続きをする。
- ⑤学校への坂道は、自転車に乗らない。(地図参照)

自転車に乗ってはいけない区間(高須小への坂道・加納内科・高西中学校校門の間)



- ⑥交通ルールを守る。(守られなければ危険行為とみなす。)
- ⑦安全整備・点検を怠らない。(学期に1~2回自転車点検をし、改善できなければ危険行為と同等とみなす。)
- ⑧安全面を考えるとヘルメットを着用することが望ましい。平成24年度着用を義務づける予定。
- ⑨規定を守られなければ、保護者と連絡を取り、改善されない場合は、自転車通学許可を取り消すこともある。

3 朝の遅刻について

- ①遅刻は、8時30分に着席をしていなかった場合とする。
- ②遅刻をした生徒は、職員室前で先生の指導を受ける。
 - ぎりぎりであっても教室で遅刻と判断されれば、職員室前に移動し指導を受ける。
- ③遅刻指導は、遅刻に至った生活の経過や理由を記録用紙に記入し、先生の指導を受ける。
- ④遅刻者は、原則「朝の会」には参加せず、指導の中でその日の連絡事項を確認する。
- ⑤遅刻指導後も改善されない場合は、保護者に連絡し、家庭での指導と協力を要請する。
 - 1週間に2回の遅刻者は、生活の改善がされないと判断し、家庭と連絡をとる。
 - その後改善されない遅刻者は、3者で(本人・保護者・先生)生活改善について学校で指導と協力の仕方について話し合いの場を持つ。

4 朝練習(部活動)による遅刻について

- ①部活動の朝練習を実施する(7時50分～8時20分)場合は、クラブ担当の提案に基づいて実施するが、クラブの朝練習をしての遅刻は、原則、下校時刻違反の指導と同じである。
- ②朝練習については、各部の任意で行っているため、朝練習に参加したことで「朝の会」に遅刻した場合は、その責任が部にあるものとする。生徒指導部の判断で、個人の責任であればその生徒に、部全体の責任であれば部として、1週間の部活動停止をする。
- 朝練習の活動時間は、7時50分～8時20分
 - 部室鍵の貸し出しは7時40分からとする。

5 下校時間 (校門を通過し、学校の敷地外に出ることを下校時刻の判断とする。)

- ①部活動に参加せずに下校する場合は、完全下校の時刻は、16時30分とする。その帰宅途中で買い食い等の問題行動を起こした場合は本人の責任によるものとし、生徒指導部の判断で反省をさせる。
- ②部活動に参加する場合、定められた時間までに下校する。定めた時刻以降に下校した場合、責任は部のものとする。また、部活動に参加後の帰宅途中で買い食い等の問題行動を起こした場合の責任も部のものとする。ただし、その行為が個人の責任によるものであれば、その生徒は1週間の部活動停止をし反省をさせる。その決定は、生徒指導部会によって判断する。

	4月～9月	2・3・10月	11月～1月
月～金	17時45分終了 18時00分下校	17時15分終了 17時30分下校	16時45分終了 17時00分下校

2 週時程と日課

1 週時程

	月	火	水	木	金	学年集会場所			
朝の会					学年集会		1 学期	2 学期	3 学期
1 校時						1 年	体育館	グラウンド	中庭
2 校時						2 年	中庭	体育館	グラウンド
3 校時						3 年	グラウンド	中庭	体育館
4 校時						8 時 25 分移動開始			
5 校時						8 時 30 分出席確認			
6 校時		全校集会	★						

★は、月の時間割を順時入れていく。

▶時間割は、毎週調整をし連絡するため毎日の確認をし、必ず帰りの会で記入すること。

2 日課

	時 間	
生徒登校	8 : 3 0	・授業道具の整理をして着席をしておく。
朝の読書	8 : 3 0 ~ 8 : 4 0	・音を立てず読書に集中する。
朝の会 (短学活)	8 : 4 0 ~ 8 : 4 5	・出席確認, 健康観察, 生活点検, 連絡等
1 校時	8 : 5 0 ~ 9 : 4 0	
2 校時	9 : 5 0 ~ 1 0 : 4 0	
3 校時	1 0 : 5 0 ~ 1 1 : 4 0	
4 校時	1 1 : 5 0 ~ 1 2 : 4 0	
昼食	1 2 : 4 0 ~ 1 2 : 5 5	
休憩	1 2 : 5 5 ~ 1 3 : 2 5	
5 校時	1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 2 0	
6 校時	1 4 : 3 0 ~ 1 5 : 2 0	
掃除	1 5 : 2 5 ~ 1 5 : 3 5	
帰りの会 (短学活)	1 5 : 4 0 ~ 1 5 : 5 5	
下校・部活動 完全下校	すぐ下校する。 部活動をする生徒は、 期間による時間を厳守	4 月 ~ 9 月 1 8 : 0 0 2 月, 3 月, 1 0 月 1 7 : 3 0 1 1 月 ~ 1 月 1 7 : 0 0

火曜日の全校集会がある日の日程

掃除	1 4 : 2 5 ~ 1 4 : 3 5	
全校集会	1 4 : 4 0 ~ 1 5 : 0 0	
帰りの会 (短学活)	1 5 : 0 5 ~ 1 5 : 2 0	
下校・部活動		

3 身なりに関する規定

1 服装規定

①冬の服装

- 男子学生服は、日被連のマークのついた標準型
- 制服の下は、カッターシャツを着用。体温調節をする場合、セーター、カーディガン、ベスト(色は白・黒・紺)をカッターシャツの上に着用してもよい。
- 男子ズボンは、日被連のマークのついた標準型
 - マークがあってもタック入りは不可
- 女子セーラー服は、紺のサージのセーラー服。えり、そでに3本の白線。
 - ネクタイを常時着用。セーラーの後衿からネクタイの先(三角形)を出すは禁止。
- セーラー服の裾が、ウエストより5cm以上長くする。
- セーラー服の下は、Tシャツ・セーター、カーディガン、ベスト(色は白・黒・紺)を着用してもよい。
- 女子スカートは、紺のサージでひだ数24ぐらいで、ひざがかくれる程度の長さにする。
 - 床に膝を付けて立ち、スカートの裾が、床につく長さを超えること。
 - スカートの裾を切ったり、腰でスカートを折ったりしない。
- 手袋・マフラー・ネックウォーマーは、通学時は着用してよいが、登校した時にとりはずす。

②夏の服装

- 男子上衣は、半袖の白のカッターシャツ、又は、半袖の開襟シャツ。但し、アレルギー性皮膚炎等身体状況により、長袖を希望する場合は、学校(担任)に相談する。
- 男子下衣は、冬のズボンに準じる。
- 女子上衣は、半そで白色セーラー服(えりの白地紺の3本線)
- 女子は合服もあり、衣替えの移行期間に着てもよい。
- セーラー服の下⇒下着を着用する。(色は白、ワンポイントは可)
- 女子下衣⇒冬のスカートに準ずる。

③その他

- クツ下は、男子、女子とも白で無地(ワンポイントは可)
 - くるぶしソックスはいけない。(くるぶしより15cm程度上までの長さが必要)
- クツは、男子、女子とも夏冬の区別なく、ひもつきの全てが白色で布製又はビニール製のもの。ラインも白でスポーツに適したもの
- 上履は、本校規定の上履シューズ
- カバンは、学校規定のカバン
- 名札は、左の胸部に本校規定の名札をつける。

④シャツ(下着)

- ▶ 白色のもの。他の色や柄のあるものは不可。(小さいワンポイント可)

⑤ベルト(男子)

- ▶ 黒か紺色。金具の多いもの、バックルの大きいものなどは禁止

⑥注意

- ▶ 登下校の際は、部活動の練習着及び、体育の服装は、特別な場合を除き許可しない。

⑦防寒着

- ▶ 登下校時、本校規定の防寒着を着用してもよい。部活動時、顧問会議で決定した防寒着を着用してもよい。

⑧名札忘れ・ネクタイ忘れの指導

- ▶ 名札を紛失した場合(朝のHRで着用してない場合)は、職員室で指導を受け、自分で家庭に連絡し持ってきてもらうか、新しく名札(¥ 85)を購入する。
- ▶ ネクタイ忘れは、生徒指導主事が管理する貸し出し用ネクタイを、着用して生活する。

2 頭髪規定

●頭髪は学業を妨げないような髪型、長さとする。

- ▶ 前髪はたらして、目にかからない。(眉を越えるようであれば切るよう指導する。)
 - ▶ 横髪・後髪はえりにかかるようなら、後ろをゴムで結ぶ。リボンその他の飾りはつけてはいけない。
 - ▶ 髪型を変形・変色させてはいけない。
 - ▶ 整髪料を使用しない。
 - ▶ 鏡・整髪料を持参しない。
- 茶髪等の染髪、ワックス等の整髪料の使用、化粧、女子の付け毛(エクステ)等については、校内での改善が不可能な場合、保護者に連絡し家庭で、改善して登校させる指導もある。

3 顔について

▶ピアスの禁止について

- ピアス(透明なピンを含む)の着用は禁ずる。
 - ピアスの着用を確認した場合、特別な指導をする。穴をふさぐ努力をするよう指導するが、ピアスをその場で外しても、穴をふさぐ努力をしていないとみなす。その場合、すぐに保護者に電話連絡し、来校を求める。保護者と共に今後の反省の方法や家庭で指導の徹底をお願いする。
- ▶ 眉毛を剃ったり、抜いたりしない。
 - ▶ 化粧、脱色、エクステ、アクセサリー(ブレスレット等)の禁止

4 持ち物について

1 携帯電話等、学業に不必要な物品の持ち込みについて

- ①携帯電話等、学業に不必要な物品の校内への持ち込みを禁ずる。
 - 不要な物品の持ち込み違反があった場合は、その場で預かり、担任や学年職員で特別な指導をする。
 - 預かった不要物品は、指導後も生徒に返却せず、保護者と連携し返却する。その際、不要物品の内容にもよるが、原則、本人と保護者の学校面談による指導後、返却する。保護者の対応が難しい場合でも、保護者来校時か、職員による家庭訪問時に保護者に直接返却する。(原則、一週間学校で預かる。)

②不要な物品の例

- アメ・ガム等の菓子類、煙草・ライター・マッチ類、携帯電話や携帯情報端末類、音楽プレーヤー類、マンガ、雑誌類、アクセサリ類、化粧品類、必要以上の金銭、プリクラ、カメラ等の機器、写真類、おもちゃ類、その他必要でないと判断されるもの

5 教室での生活について

1 机やいすは、丁寧に扱う。

- ①机やいす等に落書きやシールを貼る行為をしない。また、傷を付けた行為については、弁償をする場合もある。

2 持ち物には、全て記名する。

- ①特にクツ・上履・カサ・教科書・ノート・その他授業に必要な道具等

- 金銭や物品の貸し借りをしない。パン代を忘れた場合は、先生に相談する。その後、借りるか家庭への連絡をするか判断する。



3 学校に置いてよいと許可されている学習道具以外は、全て持ち帰る。

- ①置いて良いもの以外の学習道具があれば、学校が保管し、指導後返却する。指導後改善が見られない場合は、保護者連絡をし協力をお願いします。

4 ロッカーには、通学カバンや体操服等の教科書やノート以外のものを入れる。

- ①机の横やロッカーの上に通学カバンは置かない。
- ②体操服や部活動の服は、ロッカーにきれいにたたみ整頓しておく。
- ③ロッカーや机の中以外に個人のを置かない。ロッカーに入らない場合、先生の許可を得る。

6 保健室の利用について

1 休養時間について

- ①体調が悪く休養をする場合、養護の先生とその時間の教科の先生に相談と連絡をし許可を得た場合のみで、勝手に自分の判断で授業を休むことはできない。
- ②保健室を利用した休養時間は、原則 1 時間のみとする。ただし、理由がありその対応のため延長をする場合もある。

2 授業中体調が悪くなった場合について

- ①教科担任の先生の許可を得て、保健室か職員室の先生に相談する。
- ②養護の先生の判断に基づき、担任の先生及び学年や校長先生・教頭先生と相談のうえ、早退するかを決定する。不在の場合は、担任の先生及び学年や校長先生・教頭先生と相談のうえ、早退するかを決定する。
- ③保健室では、原則として薬は出せない。

7 携帯電話について

1 携帯電話や携帯情報端末類の学校への持込(登下校も含み)は禁止。

- ①次のようなリスクを考え、学校では生徒に、携帯電話の契約や利用を控えるよう指導します。
 - 出会い系サイト等、犯罪に巻き込まれるケースが多発している。
 - 情報モラルの不十分な状態で、特にメールや掲示板を活用する中で、トラブルが多発している。
 - 保護者が把握できないような交友関係(他校の学生や社会人)につながり、トラブルに巻き込まれる。
 - 携帯やメールに依存する傾向が強く、多くの不必要な時間を費やす。 など
- ②それでも、保護者が判断し、生徒が利用する必要がある場合は、次のことに心がける。
 - 利用については、ルールを家庭で決め、保護者による指導、管理のもとであること。
 - 保護者の責任で、フィルタリング等の防犯対策を施してあること。
- ③学業に必要な物と判断し、原則、学校への持込(登下校も含み)は禁止しています。
 - 連絡がとれないことを心配される家庭もありますが、学校から自宅間の通学に必要な時間は長くても30～40分程度です。それよりも、外出時の行き先、帰宅時刻、外出の目的等、きちんとできるよう家庭でのルールを守る。
 - 学校には、公衆電話があります。授業中の保護者からの取り次ぎはできませんが、緊急時は学校へご連絡頂き、生徒から連絡を取る場合は、公衆電話を利用することで対応する。

●④それでも学校に持っていく必要がある場合は、次のような対応をお願いします。

- よほどのことがないかぎり、学校へは持たせられない。
- 保護者から正当な理由を届けて学校が判断した生徒のみ、その期間学校への持込を許可する。※年度ごとに更新
 - 生徒は自宅を出てから、自宅に帰るまで、可能な限り電源を切って登校。
 - 生徒は登校したらすぐに職員室に携帯を預け、下校時に受け取る。
 - 地域や周囲への影響、マナーを考え、通学中の路上等で携帯電話を鞆から出したり、電話をかけたりしない。

2 学校内への無許可持込があった時の指導

- ①見つけ次第、学校で預かります。
- ②返却しますが、本人だけに返却はできません。保護者か、本人と保護者に直接返却します。そのために学校に出向いて頂くことになります。
 - 契約時、購入時のいきさつを確認します。
 - 家庭での使用のルールを確認させていただきます。
 - 過ちを繰り返させないためにも、家庭で厳しい指導をお願いします。
 - 無許可持込を繰り返した場合は、学校と保護者で相談し、学校預かり期間を設けたり、契約解除の指導をする。

8 始業から授業開始まで

1 登校の確認

- ①登校(教室で出席の確認ができた状態)以前に「特別な指導」が必要な場合
 - 通学カバンがない、頭髪・服装等の指導が必要でその場で改善することができない場合、改善後再度登校する。その際、本人への確認と指導の後、保護者連絡をする。
 - 付け毛(エクステ)等も同様に、その場で改善と指導に従えない場合も保護者連絡をし、改善させてから登校させる「特別な指導」もあり得る。
 - ピアスや透明のピンをさしている場合は、「特別な指導」を別室で受けるため本来の教室での生活はできない。
- ②登校の確認と所在が不明な場合の対応
 - 8時30分の登校が確認できない場合、保護者への連絡をとり所在の確認をする。
 - 所在がはっきりしない場合、確認のための対応をし、確認できれば保護者へ確認できたことを報告する。
- ③事前に欠席や遅刻等がわかっている場合の連絡
 - 保護者が、直接高西中学校(46-0205)へ連絡する。
 - 生徒が直接連絡した場合は、再度確認のため学校から保護者への確認をする。
 - 保護者が、連絡をする場合、職員朝会が始まる8時20分までにしてもらう。
 - 登校したら、すぐ職員室に行き、登校したことを連絡し、教室に行く。(直接教室に行ってはいけない。)

2 「朝の読書」 8時30分開始～8時40分終了

- ①「朝の読書」の4原則
 - みんなで読む。
 - 毎日読む。
 - 教科書以外で興味をもった本を読む。
 - ひたすら読む。
- ②1ヶ月1冊以上の本を読むことを目標にする。
- ③「朝の読書」の時間は、しゃべったり音を立てない。

ホームルーム

3 「朝の会(H R)」 8時40分開始～8時45分終了

- ①「はじめのあいさつ」
- ②「出欠席の確認」
- ③「健康観察」
- ④「生活点検」
- ⑤「係からの連絡」
- ⑥「担任からの連絡等」
- ⑦「終わりのあいさつ」

9 授業開始まで・開始・終了

1 授業開始まで

- ①1校時の授業開始まで 8時45分～8時50分
 - 生活記録・宿題等の提出物は、効率よく行動し1校時に間に合うようにする。
 - 1校時の授業の準備をし着席をして待つ。
 - 1校時が体育等で体操服への着替えが必要な場合は、8時30分までに着替えておいてよい。
- ②授業開始までにすること
 - お互いにベル前着席をし、呼びかけをします。
 - 学習道具を机の上に出し、整頓します。
 - 机や椅子の整頓をします。
 - 最前列の机のを位置を決め、
 - 最前列の板に合わせて揃え、
 - 横列の整頓をします。
- ③服装とみだしなみを整えます。
 - 名札の確認をします。
 - ボタンのはずれやシャツが出ていないか確認します。

④教室環境を整えます。

- 黒板の整備をします。休憩時間に教科係は、責任をもってやります。
- ゴミが教室内に落ちていないか点検と改善をします。
- 休憩中に、自分の周りに落ちているゴミについては責任を持ち片付けます。

⑤チャイムと同時に授業を開始し、号令をかけます。

- チャイムと同時に号令をかけ授業に対して緊張感を持つてのぞみます。
- 時間を守り 50 分間の授業を中身のあるものにします。

2 始めと終わりの挨拶

①始めのあいさつ

- 係「起立」
 - 椅子をきちんと入れ、机の後ろに立つ。
- 係「これから〇〇の授業を始めます。」
- 全員 「はい」
- 係 「お願いします」
- 全員 「お願いします。」
 - 礼(号令はなし。言い終わって礼。)
 - 先生と視線を合わせ着席

②終わりの挨拶

- 係「起立」
 - 椅子をきちんと入れ、机の後ろに立つ。
- 係「これで〇〇の授業を終わります。」
- 全員「はい」
- 係「ありがとうございました。」
- 全員「ありがとうございました。」
 - 礼(号令はなし。言い終わって礼。)
 - 先生と視線を合わせる。

10

授業開始時の出席・授業遅刻・欠課・早退の確認

1 授業への出席

- ①出席は、その授業時間中の全てをその教室で受けた時に出席となる。
 - 授業時間中に保健室にいる場合等、その教室にいない状態があれば欠課とする。
 - 本人の所在が確認できない場合は、エスケープ(さぼり)として判断し、本人を確保し学校は、保護者連絡をしたあと本人に「特別な指導」を行う。

2 授業遅刻

- ①授業開始時間に着席していなければ授業遅刻とする。授業開始時間とは、授業開始のチャイムが鳴った瞬間であり、鳴り終わりではない。

3 早退

- ①登校後、体調不良、けが等で早退する場合は考えられるが、生徒安全上単独での下校はさせない。
- ②体調不良のため保健室で回復を待つ場合は、1時間を限度として復調しなければ早退させる。
- ③早退は、保護者に連絡をし、可能な限り保護者や家庭の迎えをお願いする。難しい場合は、保護者了解の上でタクシーを手配する場合もある。

11 昼食について

- 班机による食事を基本とし、落ち着いた昼食時間とする。
- 昼食時間は、12時40分～12時55分までの15分間とし着席した状態で、立ち歩かない。(ただし、1年生が食事に時間がかかるなどの場合は、学年で延長した時間を指定する場合もある。
- パン販売の利用については、弁当の準備が難しい場合のためであって、可能な限り弁当の準備をする。パン購入のために金銭を持参することは、「借りた」「貸した」「おごった」「おごられた」などのトラブルにつながる可能性がある。
- パン販売の場所は、コンピュータ室前の廊下とし、購入希望者は順に並び購入希望者以外は、列に入らない。
- パン販売を利用する場合は、必要な量だけ購入し、昼食時間以外に食べない。

12 生徒が職員室に出入りすることについて

1 生徒が勝手に職員室に出入りすることは禁止

2 用事がある生徒は、入口で用件をはっきりと言う。

- 身だしなみの確認をする。
- 廊下側に立ち、はっきりと発音する。
- 『失礼します。〇年〇組 ○〇〇〇です。〇〇先生、お願いします』
- 『失礼します。〇年〇組 ○〇〇〇です。〇〇部の鍵を貸りに来ました。(返しに来ました。)]』
- 『入ってよろしいですか。』
- 試験期間中や必要に応じて(成績処理や入試事務期間)は、職員室の入室を禁ずる。

13 部活動について

1 部活動を通して、自立と自律の精神を育てる。

- ①部長を中心として練習メニュー・時間・道具の管理ができるようになる。自立
- ②生徒一人一人が決められた規律に従って、自分自身をコントロールできるようになる。自律

2 部活動を通して身に付けること

- ①高度な技術を身に付けることだけが、部活動ではありません。

- 望ましい人間関係を学ぶ場
- 役割を分担し合って協力し合う態度を学ぶ場
- 自発的、自治的な活動を通して、自主的な態度を学ぶ場

高西中学校教育の場のひとつであり、勝手や自由気ままな活動が許される場ではありません。部活動を通して、人間形成を目指し、人と人との間で生きていく力を身に付けていきます。この社会で認められ立派に自分の人生を切り拓いていける人になるための大事な活動です。

- ②活動を通して

- 苦しくても逃げない。
- 常に努力し挑戦する。
- 切磋琢磨できる本当の友をつくる。

3 原則 1 人は 1 つの部に入部できる。3年間続けることを原則とする。

- ①所属の部を変更する場合

- どうしても変わる必要がある場合は、保護者と担任に相談し、両顧問に了解を得て変更することができる。その際、クラブ変更届出用紙を提出する。
- 部変更届の記入事項
 - 年・組・番・名前・届出の年月日・現在の部名と変更を希望したい部名・生徒の考え・保護者の考え・現在のクラブ顧問の意見・新しいクラブ顧問の意見・担任の意見
 - 毎年4月に全生徒が入部手続き用紙提出するが、前年度と変更を希望する2・3年生は変更届を合わせて提出する。

4 部の廃部について

- 廃部については、次の項目に該当すれば、廃部の方向で考える。
 - 2年続いて部員が入らない部。
 - 運動系の部で試合ができない状態が2年間続いた部。
 - 顧問の職員がいない部

5 具体的な目標

①練習について

- 朝の練習を希望する部の部長は顧問の先生と連絡をとり練習メニューを確認すること。
- 必ず、顧問のところに集まり、メニューの確認と開始の挨拶をすること。
 - 練習開始のかけ声は、職員室に聞こえるように大声で開始の挨拶をすること。
 - 部長は、集合と開始の挨拶(かけ声)を指導すること。
 - 開始の挨拶(かけ声)が聞こえなければ開始とは認められない。
 - 大声ということは、怒鳴るという意味ではない。
- 先生、顧問、外部コーチ、生徒とのさわやかな挨拶に部として取り組む。
 - 立ち止まる
 - はっきりしたあいさつの声
 - 立ち止まって礼
- 時間を有効に使い集中して取り組む。
- 開始時間を過ぎて、活動できない生徒は、下校する。
 - 友だちを待つなどやる気が感じられない生徒は、部活動の妨げになる。
 - 開始時間とは、帰りの会の終了後 10 分後で、その時間に開始の挨拶をするように、顧問と部長は取り組む。
 - 部活動の開始時間は、5 時限の日(15時10分)、6時限の日(16時10分)
 - 理由なくこの時間に、遅れるようであれば、参加はできない。
 - 少ない活動時間を自分の身勝手さから遅らせることが迷惑になることを自覚させる。
- 体操服等服装が整わない場合参加はできない。
 - 他の生徒に借りて、その場のしぎで活動しようとすることは、できない。次の日にきちんと活動することを約束させること方が、その生徒の自律につながる。

6 部活動終了

- 顧問と部長が集合させ、今日の活動について振り返りをする。
- 集合は、部長の指示です。
- 話を聴く姿勢は、部長が部員への指導をする。
- 部長は、部の活動全体のため責任ある発言をする。
- 部室の鍵を1年生に任せず、部長が責任を持つ。
 - 誰が持ってきて、誰が開け、誰が閉めるのかを把握する。

7 部活動中の規定

①次のような規定に反する場合や問題のある行動を起こした場合、問題の責任が部全体のものか、個人のものかを生徒指導部で判断し、1週間の部活動停止等が部全体か個人かを決定する。

➤ 下校時間に遅れる。

● 下校とは、校門を出て帰途につくこと。

	4月～9月	2・3・10月	11月～1月
月～金	17時45分終了 18時00分下校	17時15分終了 17時30分下校	16時45分終了 17時00分下校
土・日・祝日	通常は 午前 9時開始(体育館・部室鍵の貸し出しは、8時40分から) 午後 13時開始(体育館・部室鍵の貸し出しは、12時40分から) 練習試合等での変更もありうる。		
朝練	7時50分～8時20分(部室鍵の貸し出しは7時40分から)		

➤ 部活動に参加後の帰宅途中の問題の行動。

➤ 部室の鍵の管理。

● 部室の鍵は、解錠の場合持ち出し、その後職員室に戻す。

● 活動中は、部室に他の生徒が入ることでのトラブルを避けるため施錠をする。または、顧問が指導している場合は、預けても良い。

● 部室鍵の貸し出しは、活動時間の20分前からとし、朝練の場合は7時40分からとする。

➤ 所属部以外の活動を妨げる。

● 他の部の道具を使わない。

● 活動場所に立ち入らない。

● 妨げる行為をしたり、その支援をしない。

➤ 朝練習後の遅刻。

14 試験の受け方

1 試験が始まるまで

- ①机の上に筆記用具，その他試験に使用してよいと連絡されているもの以外は置かない。
 - 筆箱も置いてはいけない。
 - 使用を許可されていても，定規等で試験に不適切な記入等があれば使用できない。
- ②下敷きの使用は，机がテストに支障がある場合のみで，使用を許されたものだけに限る。
- ③机の中は，空にして，すべてカバンの中に入れておく。
- ④カバンは，ロッカーに置く。
 - 机の横にものを置いたり，掛けたりしてはいけない。
- ⑤チャイムが鳴る前に準備，着席し，手は膝に置き姿勢を正し静かに待つ。

2 試験の始め

- ①試験監督の先生が，問題用紙と解答用紙を最前列にのみ裏にして配布し，それが終わり，合図があるまで触れてはいけない。
- ②試験監督の先生の「配布して下さい。」の合図で最前列から順に裏のまま用紙を送る。
- ③試験監督の先生「はじめ」の合図で表にし，名前を記入後，解答していく。

3 試験中

- ①試験中は，ものの貸し借りはできない。
- ②話をしてはいけない。勝手に声を出すことも禁止する。
- ③質問がある場合には，手をあげてからにする。また，試験の内容についての質問は，出題をされた先生が巡回をされるので，その時にする。
- ④不正行為は，絶対しない。不正行為があった場合は，その教科については，得点が認められない。

4 試験の終わり

- ①チャイムが鳴り，試験監督の先生の「やめ」の合図で鉛筆の使用をやめ，手を膝の上に置く。
- ②解答用紙は，指示された者(列の後ろの人)が回収するので終わるまで立たないで静かに待つ。
- ③全員が鉛筆を置き，監督の先生の指示があるまで，解答用紙を回収してはいけない。
- ④全員の回収が確認でき終わりのあいさつをする。あいさつをするまで席を立ったり，教室を出てはいけない。

5 不正行為・誤解される行為・指導を受ける行為

- ①ものの貸し借り。
- ②後ろや隣の席の生徒に、自分の解答を見せたり、見えやすいような位置に置いたり、姿勢をとること。
- ③顔を動かしキョロキョロするなど落ち着きのない行動を取る。私語をする。独り言を言う。
- ④机の中に道具を入れている。カバン等を横に掛ける。
- ⑤問題用紙や解答用紙への落書きをする。
- ⑥ポケットや机の中に手を入れる。
- ⑦不用意にものを落とし、勝手に拾う。
- ⑧うつぶせる。
- ⑨始まりと終わりの合図を守らない。試験監督の先生の指示に従わない。
- ⑩その他試験を妨害する行為。

6 不正行為・誤解される行為・指導を受ける行為への指導

- ①不正行為があった場合は、その教科については、得点が認められない。
 - その場合、厳しく指導を受け、保護者に学校に来ていただく。
 - 再テストは受けられない。
- ②誤解される行為についても厳しく指導を受け、試験に支障がある場合別室で指導を受ける。
 - 再テストは、認められない。

1 問題行動に対する「特別な指導」

1 「特別な指導」

問題行動を起こした生徒で、通常の教育活動ではその効果が現れないと考えられ、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行います。

- ①別室で問題行動の事実関係や背景等に関して指導を受けます。
- ②別室で反省指導を受けます。
- ③別室で学習活動と生活の振り返りをします。
- ④反省が深まらない場合は、別室での指導を継続します。

2 次のような問題行動を起こした場合特別な指導を行う。

- ①法令・法規に違反する行為
 - 飲酒・喫煙
 - 暴力・威圧・強要行為
 - 建造物・器物損壊
 - 窃盗・万引き
 - 性に関するもの
 - 薬物等乱用
 - 交通違反(自転車の二人乗りや信号無視も含む。)
 - 刃物等所持
 - その他法令・法規に違反する行為
- ②本校の規則等に違反する行為
 - 服装・頭髪違反
 - 喫煙同席・喫煙準備行為(煙草等の所持)
 - いじめ
 - カンニング
 - 登校後の無断外出・無断早退
 - 授業エスケープ
 - 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
 - 学校が教育上指導を必要と判断した行為

3 学校の建造物や物を破損させた場合

- 生徒が、学校の建造物や物を破損させた場合、本人と保護者がその修繕の責任を持つ。
- 生徒が、机に傷を入れた場合も同様に、天板の交換等本人と保護者がその修繕の責任を持つ。
- 学校の建造物や物への落書き等の行為も本人と保護者がその修繕の責任を持つ。

1 いじめの問題について

1 「いじめ」とは、

- 個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられたと感じた生徒の立場に立って行うものとする。
- 「いじめ」とは、当該生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものをいう。
- 起こった場所は、学校の内外を問わない。

2 いじめは人間として絶対に許されない。

- どのような集団や社会にあっても、「いじめ」は許されない、いじめる側が悪いという認識し厳しく指導する。
- 「いじめ」をはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。そのため厳しく指導する。
- 被害生徒や周囲の生徒からいじめの事実の確認されれば、加害生徒に事実確認をし、「特別な指導」を行う。
- 加害生徒に対しては、保護者に連絡と説明をし行為についての反省ができれば謝罪の場を設定する。その後、生活の改善に向けた指導(生活の振り返り等)をする。
- 被害生徒に対しては、保護者に連絡と説明をする。

3 いじめを感じたら相談する。

- 先生に相談する。
 - 担任の先生に相談する。
 - 話しやすい先生に相談する。
 - 校長先生、教頭先生、養護の先生に相談する。
- 家族に相談する。
- アンケート調査を通じて相談する。
 - 学期に1回「生徒アンケート」を実施します。
- 生徒アンケート実施後、先生との面談を全員します。その機会に相談することもできます。
- 生徒アンケートの内容
 - 1 学校生活で悩んでいることがありますか。
 - ① 友だちとトラブルを抱えている。()
 - ② 学年やクラスの雰囲気が落ち着かない。()
 - ③ 校内で危険を感じることもある。()
 - 2 学習について悩んでいることがありますか。

- ①授業内容が難しい。(わからない) ()
- ②授業に落ち着いて取り組めない。()
- ③成績や進路について悩んでいる。()
- 3 自分や家族で悩んでいることがありますか。
 - ①誰かに相談したい悩みがある。()
 - ②誰にも言えない悩みがある()
 - ③イライラすることが多い。()
 - ④生活が不規則である。()
 - ⑤家族とうまくいってないと感じることがある。()
- 4 ひどい言葉や暴力等を受けたり、いやな思いをしていませんか。
 - ①悩んでいることがある。()
- 相談内容を聞いてもらいたい先生を書いて下さい。

2 携帯電話・インターネットによるトラブルについて

携帯電話やインターネットによる問題

- 生徒が違法・有害情報入手する。
 - 覚せい剤、睡眠薬等の違法な販売に関する情報や出会い系サイトなど生徒が犯罪に巻き込まれる情報を得る可能性がある。
- 出会い系サイトなどを通じて、生徒が福祉犯被害に巻き込まれる恐れがある。
- 生徒の携帯電話の悪用による問題が起こる。
 - 相手の気持ちを考えずに、誹謗中傷等(根拠のない悪口を言い他人の名誉を傷つける)をメールで文字・画像・動画で配信し、相手を傷つけるなどのいじめに発展する。
- 生徒の成長にとって好ましくない結果が生じる。
 - 携帯電話がないと落ち着かない、携帯電話をとめられた途端パニックになる。
 - 友人からのメールに返信しなければ、相手の感情を損ねてしまうという恐怖から、生活時間を振り回されてしまう。
 - メールの内容を誤解したり、返信がないことに腹を立て、仲間割れをし人間関係を崩してしまう。

事例と対抗方法

- 画面をクリックしただけで、有料サイトの料金を請求するメールが来た。
 - 利用していない請求、利用契約がない場合は、無視する。
 - 消費生活センターや警察へ届け出る。(電子消費者契約法)

- ブログや掲示板、ホームページに誹謗中傷の書き込みがされた。(ブログや掲示板に参加や関わらないことが原則)
 - 内容について保護者や先生に伝える。
 - 掲載されたHPを印字し、当該サイトのアドレス、書き込み者、書き込み日時を記憶しておく。
 - 「プロバイダ責任法」に基づき削除依頼をする。
 - 名誉毀損、侮辱罪で警察へ届け出る。
 - 民事による損害賠償請求をすることもできる。
- 携帯電話に「このメールを10人に転送下さい。メールを止めた人はパケット料金を全額払うことになります。」との内容のメールが届いた。
 - 人がいやな思いをする内容のメールは送信しない。自分で止める。
 - 不審なメルを受け取ったら保護者に相談する。
 - 日本データ通信協会や迷惑メール相談センターに相談する。
- 携帯電話に宣伝や商品の売り込みなど希望しないダイレクトメールが次々届いて困る。
 - 絶対に返信しない。
 - 携帯電話の場合。知らない電話番号からの1回だけの着信音には、かけ直さない。
 - 「特定電子メール法」「特定商取引法」違反するものは次の機関に情報提供する。
 - 迷惑メール相談センター・(財)日本産業協会
- 自分のメールアドレスを使って、誰かが勝手にメールを送信している(なりすましメール)
 - 携帯電話事業者へ相談する。
 - 犯罪に該当するなどの悪質な内容の場合には、警察に相談する。

3 不審者・不審電話によるトラブルについて

不審者・不審電話によるトラブルの事例

- 生徒が帰宅途中で後を付けたきた男に後ろから抱きつかれた。悲鳴をあげると男は逃げた。
- 生徒が帰宅途中で、車に乗った男から声をかけられ、車に乗るよう誘われた。無視して逃げた。
- 教育委員会と名乗る男性からクラスの連絡網から電話番号を聞き出そうとした。答えられないと断り電話を切った。

不審者への対処

- 知らない人から問い聞きをされた時は
 - ①個人の情報は、安易に話したり教えたりしない。
 - ②問い聞き等を受けた場合は、「知りません」「分かりません」と答え、すぐに家の人や学校に知らせる。

●万が一不審者に遭遇した時は

- ①不審者に接近しない。声をかけられたら逃げる。
- ②大声をあげて人を呼び、助けを求める。
- ③可能ならば、自動車のナンバー等を覚えておく。(無理をしないこと)
- ④110番通報と保護者・学校にすぐ知らせる。

●外出時は

- ①行き先や帰宅予定時間などを家族に知らせる。(門限厳守)
- ②夜、一人で行動しない。
- ③遠回りになっても、人通りのある道を選ぶ。
- ④危険性のある場所への出入りはしない。
- ⑤日没後、必要のない外出はしない。

不審電話への対処

- 学級連絡網から電話番号・住所などの個人情報を聞き出そうとする不審電話には答えてはいけません。
- 不審な電話があったことを保護者・学校にすぐ伝えます。